

J.S.ミルにおける自由と功利主義

佐 伯 宣 親

序

J.S.ミルは、その自伝において、『自由論』を著した目的をして、「いわばあれを一個の真理を説いた哲学の教科書のようなものにし」ていたといい、「その真理とはつまり、性格のタイプにはいろいろな種類があって、しかも人間の性格が無数の相矛盾する方向に向かってそれぞれ完全に伸びてゆけるようにしてやることが、個人にとっても社会にとっても重要なのだという一事である」⁽¹⁾と述べているが、この『自由論』において、ミルは、「人間の個別性と多様性」を根拠とし、またあるいは「幸福の重要な構成要素」たることにその所以をもとめ、さらには、自由を認めることによる「社会的効用」を論拠として、人間にとて自由がいかに重要であるかを縷々述べている。

しかし、ミルの説は、本来の自然権論者のそれではない。彼は、功利主義を自己の立論の基盤とし、多くの面で修正を加えながらもベンサムが述べた最大多数の最大幸福原理を自らの道徳原理として認める。これは、最大幸福原理についてい、「人間の信条は、好感も反感も、事物が自分たちの幸福におよぼす影響と見るところによって大きく左右されるものであるから、功利の原理、またはベンサムの後年の呼び方にいう最大幸福の原理は、最大の軽蔑をもってその権威をはねつける人々が道徳学説を構成する時にも、大いに寄与している」⁽²⁾との文言からしても知れよう。

そこで、以下、本稿においては、ミルの自由観と功利主義的視点に着目しつつ、(1)彼はいかなる論理によりつつ人間の自由を擁護したのか、(2)この自由とミルがいう意味での功利主義の結びつきはいかなるものであり、また、(3)彼が最大多数の最大幸福を実現するものとして想定していた自由はどのようなものであったかを、主として『自由論』と『功利主義論』によりつつ考察したいと思う。

第一章 自由が認められるべき個人的意義

第一節 自由の目的としての個性の伸張

「自由」という言葉の定義に際してしばしば引用されるのは、「人および市民の権利

宣言（いわゆるフランス人権宣言）」第4条における次のような文言である。いわく、「自由は他人を害しないすべてをなしうることに存する。その結果各人の自然権行使は、社会の他の構成員にこれら同種の権利を確保すること以外の限界をもたない」。そして、ミルもまたこれに類する定義づけをなす。いわく、「自由の名に値する唯一の自由は、我々が他人の幸福を奪い取ろうとせず、また幸福を得ようとする他人の努力を阻害しようとする限り、われわれは自分自身の幸福を自分の方法において追求する自由である」⁽³⁾。

かように自由を定義して後、ミルは、『自由論』第三章において、個性の自由なる発展の必要を力説する。彼はいう、「これを要するに、まず他人に關係があるというのではないところにおいては、個性が自己を主張することが望ましいのである。己自身の性格ではなくて、他人の伝統や慣習が行為を規律するものとなっているところでは、人間の幸福の主要なる構成要素の一つが欠いているし、また實に個人と社会との進歩の最も重要な構成要素が欠けているのである」⁽⁴⁾。

このように、ミルは、「幸福の主たる構成要素」であること、および「個人と社会の進歩」を論拠として、個性の自由なる発展（個性の自己主張）の必要を説く。

では、ここにいわれる、個性の自由なる発展は、その個人をしてより良き状態へと導くものであろうか。そうなる場合もあるが、必ずしもそうとはかぎらない。ミルはいう、「自分自身のやり方で生きてゆこうという要求が当然と認められるのは、確固たる精神的優位を備えた人々だけに限らないのである。すべての人間的存在が、ある一つまたは少数の型に従って構成されなくてはならぬという理由は、どこにも存在しない。ある人がともかくも普通の常識と経験をもっているならば、彼独自の生活で設計する独自のやり方が最善のものであるが、その理由は、その設計が本来最善のものだからであるからではなく、それが彼独自のものだからである」⁽⁵⁾。

この説くところからして明らかなように、ある人の自由なる個性の発達が認められるのは、それが、必ずしもより良きものに向かひうるからではない。これが認められるのは、飽くまでも、その人個人の判断だからである。だが、「彼独自の生活設計」たる自由に対して、しかもそれがその個人にとって「本来最善のもの」であるとの保障がないにもかかわらず、不可侵の権利性が認められなければならないのは何故であろうか。パートナリズム的見地からの強制が当然に排除されるべきだとされるのは何故であろう。

第二節 自由の論拠としての個人主義的価値観

なぜ人間（個人）には、先のような個性の自由なる発展が権利として認められるの

か。この点、セイバインのいうごとく、人間に固有のものであり、また人間から奪うことのできない一群の自然権なるものを想定すれば、幸福追求権を絶対不可侵の自然権と位置づけることによって、かような断定は容易になりたつ。しかし、功利主義の立場にたつミルの立場からすれば、自然権論をそのまま援用することはできない⁽⁶⁾。ミルはいう、「功用 (utility) とは無関係なものとしての抽象的な正義の観念から、私の議論にとっていかなる利益が引き出されようとも、私はその利益を放棄するつもりであることをのべておくのが適當であろう」⁽⁷⁾。かように、ミルは、その説く自由を、「抽象的な正義の観念」即ち自然法論や自然権論等を論拠としてジャスティファイする論法をはっきりと拒否する。

しかしながら、かかる個人の個性の自由なる発展、そしてこれにともなう個人の幸福感の充足が、功利主義の目的である「最大多数の最大幸福」を実現するための「必要条件」だからであるという「功利主義」的な立場からだけでジャスティファイされている訳でもない。

そもそもミルにとって、幸福には低次なるものからより高次なるそれへの段階が存在したはずである。ミルはいう、「人間はだれでも、なんらかの形で尊厳の感覚をもっており、高級な能力と、厳密にではないが、ある程度比例している。この感覚が強い者にとっては、これと衝突するものは、瞬時を除けば、いっさいの要求の対象たりえないほど、彼の幸福の本質的部分をなしている。この選択が、幸福を犠牲にして行われると想像する者——同じような環境のもとでは、すぐれた人間は劣った人間よりも幸福でないと想像する者——は、幸福と満足という二つの非常にちがう観念を混同しているのである」⁽⁸⁾。そして、かの有名な言辞である。「満足した豚であるよりは、不満足な人間であるほうがよく、満足した愚者であるより不満足なソクラテスであるほうがよい。そしてその愚者なり豚なりがこれとちがった意見をもっているとしても、それは彼らがこの問題について自分たちの側しか知らないからにすぎない」⁽⁹⁾。

ここからして、ミルが「最大幸福」をいうとき、その最大幸福は高次な幸福でなければならない筈である。一方、「満足した愚者」の幸福の総体は、飽くまでも低次元な幸福の総体であり、これが、ミルのいう意味での高次な最大幸福を生み出すものとは解されない。であれば、その質の如何にかかわらず、個人の自由なる個性の発展を認めよというミルの論は、社会に最大多数の最大幸福を実現するための「必要条件」たることを論拠としたものとは、解されない。

さらに、また、その質の如何に関わらず自由なる自己実現や幸福追求を認めなければ、社会的に認知された類の個性の自由なる発展のみが認められることになり、これは、最大多数の最大幸福の実現に資する自由や幸福追求をも阻害するという結果をも

たらす。故に、その質の如何に関わらず、自由なる自己実現や幸福追求が認められなければならないとの立場から、この自由がジャスティファイされるわけでもない。

なるほど、次章に述べるように、ミルは、個々人の自由なる個性の発達が最大多数の最大幸福を実現するための必要条件であると認めている。しかし、その一方でミルは、こうした功利主義的見地とは無関係に自由なる個性伸張の必要性を説いているのである。彼はいう、「いかなる人も、またいかに多数の人々も、すでに成年に達している他の人々に向かって、その人の利益のためにその人が自分で処理しようと欲しているようにその生活を処理してはならない、という権利をもっていない。その人こそ、彼自身の幸福に最大の関心をもっている人なのである。深い個人的愛着で結ばれている場合は別として、他人が彼の幸福に対して抱きうる関心は、彼自身が抱く関心に比較すれば、取るに足りないものである」⁽¹⁰⁾。またいう。「いかなる源泉から快樂をくみ取るかという点においても、苦痛に対する感受性の点においても、またさまざまな肉体的精神的動因によって与えられる影響の点においても、人と人の相違はこれほどまでに著しいものがあるのであるから、もしこれに対応するだけの相違が人間の生活様式の中にも存在していないならば、人々はその正当な幸福の分け前を手にいれることができない」⁽¹¹⁾。

このように、ミルは、最大多数の最大幸福や、その実現のための必要条件（あるいは手段）として個性の自由なる発展の必要性を説くのではなく、「個人の自己に対する関心」及び「個性の多様性」を論拠として、その必要性を説くのである。してみれば、ミルにとって、「個性の自由なる発展」、そして、その結果としての「個人的幸福の実現」は、それ自体で自己目的化されたものであって、他の何らかの社会的要素と関連性をもつものではないと解されるのである。

では、このように主張するミルにとって、個々人の自由なる個性の発展は、功利主義以外のいかなる価値観に立脚したものと解すべきであろうか。先に引用したように、ミルは、「彼独自の生活で設計する独自のやり方が最善のものであるが、その理由は、その設計が本来最善のものだからであるからではなく、それが彼独自のものだからである」といい、「その人こそ、彼自身の幸福に最大の関心をもっている人なのである」と説くのであるが、ここで今、個人主義をして、個人の存在及びその自発的意志決定に絶対的価値を認めるものと解するならば、先のような論拠によりつつ、他者危害の禁止を唯一の限界として、個人の自己決定に絶対的価値を認めようとするミルの自由論は、かかる自由の個人的意義に関する限り、個人主義的論理に依拠するものというべきではなかろうか⁽¹²⁾。

第二章 自由が認められるべき社会的意義

第一節 言論の自由による社会的効用

『自由論』第一章において自由全般の必要性と妥当性を説いたミルは、その第二章において、「意見を発表し出版する自由」は、他者にかかる側面をもつが、実際上は「思想の自由」と分離することはできないとして、表現の自由が護られなければならないとした⁽¹³⁾、同章の冒頭部分においてかの有名な言葉をかかげる。いわく、「かりに一人を除く全人類が同一の意見をもち、唯一人が反対の意見を抱いていると仮定しても、人類がその一人を沈黙させることの不当であろうことは、仮にその一人が全人類を沈黙させうる権力をもっていて、それをあえてすることが不当であるとの異ならない」⁽¹⁴⁾。

かくも力強く言論の自由が擁護されるのであるが、なぜに言論の自由が擁護されなければならないのであろうか。無論、この場面でも、ミルは古典的自然権論に依拠することはない。ここでは、先の場合と異なり、言論の自由が擁護されるべきその論拠は、「人類の利益」あるいは「人々の利益」に求められる。ミルはいう、「しかしながら、意見の発表を沈黙させることに特有の害悪は、それが人類の利益を奪うものであり、また、その意見を懷抱している人々の利益を奪うことはもとより、その意見に反対の人々の利益をさらに一層多く奪うものである、ということである。もしもその意見が正しいものであるならば、人類は誤謬を棄てて真理をとる機会を奪われる。また、たとえその意見が誤っているとしても、彼らは、これとほとんど同様に重大なる利益——即ち、真理と誤謬との対決によって生じるところの、真理を一層明白に認識し一層鮮やかな印象を受けるという利益——を失うのである」⁽¹⁵⁾。

言論の自由、これが擁護されるべき理由は、「人類の利益」、「人々の利益」を守るためにである。これを失う時、人類は、先の利益を失うのである。だからこそ、言論の自由は護られなければならない。これが、ミルの言論の自由擁護の論拠である。

それでは、ミルは、言論の自由が否定されることによっていかなる利益（人類の利益であり人々の利益であるもの）が損なわれるというのであろうか。周知の如く、ここでミルは、人間が無謬なる存在ではありえず、人間の行動には常に誤謬がつきまとふということを前提として、以下の四点をあげる。

まず第一は、沈黙を強いられた言論・思想が「真理」であるかもしれないということ。第二は、沈黙を強いられた思想・言論の中に「真理」が含まれている可能性があること。第三に、例え通説が「真理」であったとしても、これに対する反論との激しい論争がなければ、大多数の人々は、通説の合理的根拠を理解し実感することができないこと。第四に、「真理」が「真理」として人々に対して生き生きとした影響を及

ぼすことができないこと⁽¹⁶⁾。以上であるが、ここでは、ミルが、「真理」をして「人間の精神的幸福」と同価値であると解していることに、留意したい。

ミルの説くところによれば、このように擁護されるべき言論の自由は、人類の精神的幸福に必要であり、この精神的幸福は、人類の他の一切の幸福の基礎をなすものなのである⁽¹⁷⁾。そして、ここに言われる「人類の精神的幸福」および「人類の他の一切の幸福の基礎」なるものは、「真理」の認識を前提とするものである以上、「満足した豚」の幸福ではなく「不満足なソクラテス」の幸福であり、決して低次の個人的満足を指していくものではないと解される。であれば、ミルによる言論の自由擁護は、先に第一章で述べたような個人主義的論拠によりジャスティファイされるものではなく、功利主義が最終目的とするところの社会的利益、「最大多数の最大幸福」を論拠としてジャスティファイされたものと解される。

第二節 個性の発達による社会的効用

先に見たごとく、ミルは、個性の自己主張の是認をして、「個人の進歩と社会の進歩の最も重要な構成要件」であるといい、個性の自由な発展をして、「文明、知識、教育、教養」の同位の要素であるといい、「それ自体がこれらすべてのものの必須の要素であり条件である」という⁽¹⁸⁾。ここからして、ミルにとって、個性尊重の主張は、単に個人の満足や進歩のみならず、これと同時に、社会の進歩の条件でもあったことが知れる。

ミルにとって、社会の進歩は、個性の発展なしにはありえないである。しばらく彼のいうところを聞いて見よう。ミルはいう、「人間が高貴で美しい干渉の対象となるのは、彼自身のうちにある個性的なものをすべて磨りへらして画一的なものにしてしまうことによってではなくて、他人の権利と利益によって課された限界の範囲内で個性的なものを開発し喚起することによるのである。そして、およそ人間の事業はそれを行う人々の性格を分けもつものであるから、右と同じ過程を経て、人間の生活もまた、豊富で多彩で精氣澆刺としたものとなり、高い思想と崇高な感情とに対してより豊かな栄養を与えるものとなり、さらに、民族を限りなく所属するに値するものとすることによって、全ての個人を民族に結びついているところの紐帯を一層強固なものとするのである。各人の個性の成長するに比例して、彼は彼自身にとって一層価値あるものとなり、したがってまた、他人にとっても一層価値あるものとなりうるのである。そこに彼自身の生存に一層大きな生命の充実が存在する。そして、諸々の構成単位により多くの生命が宿るとき、それらの単位から成っている集合体もまたより多くの生命をもつ」⁽¹⁹⁾。

このいうところ、個性の発達は、人間の生活を豊かにし精氣澆刺たるものとし、人間に高い思想と崇高な感情を与え、個人と社会との関係をより緊密にする。加えて、その構成員がより充実した活力を有することにより、その社会全体も活力の充実したものとなろう、との謂いであろう。かかる視座よりすれば、個人的個性の自由なる発達は、社会全体にも利益をもたらしうるというのが、ミルの確信してやまぬところであったといえよう。

それでは、その社会的利益とは何か。すでに述べてきたように、功利主義の立場をとるミルにとって、社会全体の利益とは、最大多数の最大幸福、あるいはその実現に資するもの以外の何ものでもなかろう。

であれば、ミルは、ここでも功利主義の立場から、そして、個人的利益ではなく社会的利益、すなわち「最大多数の最大幸福」に寄与するものとして、個人の個性的発展を評価し、擁護していたものと解するが妥当であろう⁽²⁰⁾。なるほど、本稿第一章で述べたごとく、ミルは、個人主義的視座より個人の自由を擁護している。しかし、同じ個人の自由を、ミルは、この功利主義的観点からもジャスティファイするのである。

第三節 エリートの出現による社会的効用

さて、自由と社会との関係に関して、最後に、自由の効果としての社会的に卓越した人物の出現をあげておきたい。

先に、個人的個性の発展が社会的利益をもたらし、それ故に、個性の自由なる発展が社会的利益に結びつくとするのがミルの主張であると述べた。しかしながら、ミルは、個性のは是認が、必ず全ての社会構成員の発展・成長をもたらし、以て、自ずからに社会的発展が約束されると解するほどに、大衆に対してオptyimisticではなかった。

この点、コリニーは、それが著された時代背景を考慮しつつ、『自由論』は、国家による過度の法的強制に抗議するためだけではなく、それ以上に、世論の強制に対抗するためであったと説くが⁽²¹⁾、確かに、『自由論』の前提には、ミルがトクヴィルを援用して説く「多数者の暴虐 (the tyranny of the majority)」に対する警戒心が見られる。ミルはいう、「人民の意志は、実際には人民の最大多数の部分または最も活動的な部分の意志だということになる。すなわち、大多数者、または自己を大多数者として認めさせることに成功した人々の意志を意味している。それ故に、人民は人民の一部分を制圧しようと欲するかもしれない。そして、かような圧制に対して予防策の必要であることは、他のいかなる権力の濫用に対する場合と異なるところはないのである」⁽²²⁾。

そして、こうした大衆社会に対する不信感は、『自由論』出版の二年後に出版された『代議政治論』にも見られる。ここで彼が、選挙権に種々の制限を設けると同時に複数投票制度を主張したのは何故か。少なくとも当時の社会状況の下で、とりわけ貧困な大衆に対して不信感を抱いていたからであろう⁽²³⁾。

このように、ミルは、当時の大衆社会に対してオptyミスティックではなかった。否、むしろ警戒心をもっていた。それ故に、先に述べたように、個々人の個性発達の自由が必ずしも社会の全構成員をして、豊かにして創造的な個性を育成するものとは考えていなかった。少なくとも、『自由論』を出版した時代背景のもとでは、それが可能だとは思っていなかった。では、個性の自由を認めることの、その意義はどこにあるのか。独創的な天才の出現、これである。

ミルはいう、「新たな真理を発見して、かつては真理であったものがもはや真理ではなくなっている場合を指摘するのみではなく、新たな習慣を創始して、より賢明なる行為の実例を示し、また人生におけるよりよき趣味と感覚との実例を示しうるような人物が常に必要である。このことは、世界がそのすべての生活方法や習慣において既に完成の域に達している、と信じない限り、何人といえども否定しうる理由はない。その実験が他の人に採用されたなら、既成の習慣に対して何らかの改善となるであろう」というような人々は、人類全体に比較すれば極めて少数であるにすぎない。しかし、これらの少数者こそ地の塩なのである。彼らがなかつたら、人生は淀んだ水溜りになるであろう」⁽²⁴⁾。これらの人々を社会的エリートと呼ぶかどうかはともかく、ミルは、世に卓越した人のあるを認め、人間社会の進歩にとってこれらの人々をなくてはならない存在と認めるのである。

これは、民主制の下においても同様である。「凡庸な者の行う政治は凡庸な政治」でしかありえない。これを、より高次の人類の進歩に資する政治とするためには、世に卓越した人材が必要である。「普通の人の名誉と栄光とは、彼らが創始者に追随できる」というに過ぎないというのがミルの主張であった⁽²⁵⁾。

無論、自由の必要性を説き、たとえそれが當人にとって望ましくない結果にいたるとも、それが他者に直接危害を加えるものでなければ、何人もこれに強制的干渉を加えてはならないと説くミルの自由思想からすれば、いかに社会的、個人的に卓越した人物といえども、自らが説く道へと人々を強制することはできない。彼になしうることは、道を示すこと、あるいは警告することまでである⁽²⁶⁾。しかし、それにもかかわらず、かような卓越した人物の存在は、「地の塩」であり、人類の進歩にとって、また、人の世を「淀んだ水溜り」にしないためには、不可欠なのである。

なるほど、かようなミルの発言は、本章第二節に述べたところ、個人の個性の開化

が社会的利益となり、最大多数の最大幸福と結びつくとする考え方と一見矛盾するよう見えるかもしれない。しかし、これは、「比較」と「限界」を斟酌すれば解決する問題ではないかと思われる。すなわち、「比較」について言えば、個人差はあるものの、その個人差にもかかわらず、すべての人間の個性の開花が、それを認めない場合よりも最大多数の最大幸福にとって望ましいとする考え方であり、「限界」について言えば、個性の自由が開花し社会が進歩する可能性はあるが、それにも拘わらずかかる進歩には限界があり、かかる限界を考慮するとき、世に卓越せる人物の存在が不可欠であるとする考え方、これである。すべての個人の個性の開花と卓越せる人材の存在が必要であること、この両者を先のような視座から考慮するとき、ここに矛盾と思われるものも解消されるのであるまい。

では、かような卓越した人物の存在が必要であるとして、いかなる時代状況の下にかかる人材は出現するのか。すでに明らかである。決して精神的に閉塞した時代状況の中からかかる人材は生まれない。ミルはいう、「天才を持っているという人は、たしかに、極めて少数であるし、また常に少数である傾向がある。しかし、その少数の天才を確保するために、彼らの成長しうる土壌を残しておくことが必要である。天才は、自由の雰囲気の中においてのみ、自由に呼吸することができる」⁽²⁷⁾。

かく、自由は、社会の進歩の必要条件たる天才出現の土壌である。凡庸な人民を導き人類を進歩せしめる卓越した人物の存在が必要であり、このような人々を存在せしめるためには「自由の雰囲気」が必要であると説くミルにとって、自由は、そして個性の開花は、人類を進歩せしめ最大多数の最大幸福を実現するための不可欠の要件である。であれば、ここでも、ミルの自由の主張は、ミルのいう意味における最大多数の最大幸福を社会にもたらすための、功利主義的な目的に由来するものであったと解される。

第三章 功利主義道徳の規範としての黄金律

第一節 自由の目的としての自己完成と自律

ミルは、個性の自由なる発展の下、個人的幸福感の充足をも是認した。しかし、こうした個人的かつ無規定的な幸福感の充足は決してミルが個性の発展に求める最終的な目的ではなかった。このことは、すでに引用したところ（「満足した愚者であるよりは不満足なソクラテスである方がよい」等）からして明らかであろう。ミルは、個性の開花に、より高邁な人間像を求めていたのである。第二章で述べた自由の社会的効用は、かかる高邁な人間像を想定した上の効用であったと解される。では、その求

められる人間像とはいかなるものであろうか。

ここでミルは、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトの言葉、「人間の目的、すなわち、永遠または不变な理性の命令の指示したものであって曖昧な移ろいやすい欲望の示唆したものではないところの、真正なる目的は、人間の諸能力を最高度にまた最も調和的に発展せしめて、完全にして矛盾なき一つの全体たらしめんとするところにある」を引用して、「それ故に、『あらゆる人間が絶えず努力の標的とし、また時にその同胞たちを教化しようと欲する人々が常に目を注いでいなくてはならない』目標は、『能力と発展との個性 (individuality of power and development) である』」として求められる人間像を述べた後、「この目標のためには、二つの条件、すなわち『自由と状況の多様性』が必要である。これら両者の結合によって『個性の活力とさまざまなる相違と』を生じ、後の二者は結合して『独創力』となるのである」と説く⁽²⁸⁾。

このいうところ、独創性を發揮する自己完成をはたした、少なくともそれに向けて着実に歩を進めつつある人間こそ求められるべき人間像であるとの謂いであろう⁽²⁹⁾。しかも、その自己完成は、強制によるものであってはならない。ミルはいう、「知覚、判断、識別する感情、心的活動、さらに進んで道徳的選択にいたる人間的諸機能は、自ら選択を行うことによってのみ鍛錬されるのである」⁽³⁰⁾。またいう、「自分の生活の計画を〔自ら選ばず〕世間または自分の属する世間に選んでもらう者は、猿のような模倣の能力以外にはいかなる能力をも必要としない。自分の計画を自ら選択する者こそ、彼のすべての能力を活用するのである」⁽³¹⁾。

このように説くミルにとって、自己完成は自由によるほかその目的を達しえないのである。従って、自己完成を目指す者にあっては、実践的なものであれ思弁的なものであれ、自らの生活にかかわるすべからくを自らの判断に即して行う自由が認められなければならない。しかし、その自由は、スコルプスキが「道徳的自由は、そうするだけの理由がある時には、自らの欲するところを差し控える能力である」⁽³²⁾と述べているように、決して奔放な自由ではない。ミルが引用したフンボルトの言葉の中に「永遠または普遍なる理性の命令の指示したものであって曖昧な移ろいやすい欲望の示唆したところではない」との文言が見られたが、「自らの習慣や誘惑に支配されない人間が道徳的自由を感じるのである」⁽³³⁾とするミルにとって、習慣や欲望に振り回されることなく、自らの理性的判断に従って行動することこそ、自由に求められるものである。今ここで、欲望に支配されることなく理性的に道徳的判断をなしうる能力をさして「自律」というならば、この「自律」こそミルが擁護する自由の本旨であろう。そしてこの意味での自律があつてはじめて人間は、自己完成へと向かうるのである。

第二節 自己完成と道徳規範としての黄金律の関係

自らの自己完成への道、これは個人の自律に委ねられた。人は自ら取捨選択しつつ自らを自己完成へと導かなければならぬ。しかし、すでに述べた如く、この自己完成は決して自己完結的なものではなかった。人間の個性の発達、そしてその延長線上にある自己完成は、社会的利益に結びつく筈であった。すなわち、ミルのいう功利主義的な意味での社会的利益、最大多数の最大幸福に帰着する筈であった。それはなぜであろうか。自己完成と社会的利益の実現は、なぜ結びつくとされるのであろうか。

ミル自身の想定による。ミルは、自律的に自己完成へと向かう人間であれば見いだすべきである筈の、そしてこれに従えば、先の自己完成に当然に付随する道徳規範を想定していたのである。彼はいう、「功利主義者が正しい行為の基準とするのは、行為者個人の幸福ではなく、関係者全部の幸福なのである。自分の幸福か他人の幸福かを選ぶときに功利主義が行為者に要求するのは、利害関係をもたない善意の第三者のように厳正中立であれということである。ナザレのイエスの黄金律のなかに、われわれは功利主義道徳の完全な精神を読みとる。おのれの欲するところを人にほどこし、おのれのごとく隣人を愛せよというのは、功利主義道徳の理想的極致である」⁽³⁴⁾。このように、ミルは、黄金律のなかに、功利主義を奉ずるもののが共通して依拠すべき理想的道徳規範を見いだすのである。

そしてこれは、人間が「真の幸福とは何か」を真剣に問うならば当然に見いださるべき道徳規範である。けだし、この道徳規範は人間の本質に根ざすものだからである。

ミルにとって、人間は、その本質において快樂を追求する存在である。それ故に、人間は苦を避けようとし、快を求め幸福を求める。ここまで、ミルはベンサムに従う。ところが、すでに多くの論者により指摘されてきたごとく、この幸福の内容においてミルはベンサムと決別し、幸福の質を問題とし、功利主義者が見いだすべき幸福は、質的により高次の快樂であるという⁽³⁵⁾。

それでは、その高次の幸福とはいかななるものであろうか。ミルはいう、「かなり幸運な境遇にある人が、人生に価値を認めるにたるほどの享樂を見いださないのは、およそ、自分のことしか考えないからである。公私にわたって愛情を欠く人には人生の興奮は非常に削減されたものとなり、いずれにせよ、利己心が終息する死期に近づくにつれて、その価値は減ってゆくほかない。これに反して、自分の死後に個人的愛情を残す人、とりわけ人類の全体的利益によって同胞感情を開発した人は、死の前夜でも、若さと健康に恵まれて元気旺盛であったときと変わらず、人生に澆刺とした興味をもち続けるのである」⁽³⁶⁾。

このように、人間が眞の幸福を見いだすためには、人間は、利他的関心を持つ存在とならなければならないのである。ではさらに、なぜ人間は利他的関心をもつ存在とならなければ、眞の幸福を見いだすことができないのであろうか。利己心が人間の本質ではなく⁽³⁷⁾、人間には他者と一緒になりたいとの本質があり、人間には道徳心を強制する良心があり、こうした人間的特質に基づいて自らの幸福が他者の幸福と不可分であることを知った人間は、利己的幸福では満足できないからである⁽³⁸⁾。

かくして、人間は、功利の原則に導かれ、功利主義道徳の極致へと向かうのである。そして、功利主義道徳の極致がナザレのイエスの黄金律に従うことにあることを理解した人間が、これに従って理性的に自らを律し、自らの才能を十分に發揮せしめるとき、彼は個人として自己完成を果たした存在となり、社会に貢献する者として、人々を最大多数の最大幸福に導くのである。たとえ、完成に至らずとも、近似値的にこれに近づく個人の増加も、また、最大多数の最大幸福へと近似値的に人々を誘うのである。

しかしながら、より具体的に何が人々を最大多数の最大幸福へ導くものであるかの判断、これは、個人に委ねられなければならない。あたかも、言論の自由を認めることが、真理へと人々を導き、かつ真理をして活力あらしめるための必要条件であるごとく。ミルが、功利主義道徳の極致が先の黄金律にあることを示しつつ、自由の必要性を説くのはこれゆえである。

結 語

以上、ミルの自由の擁護および自由と功利主義の関係を考察してきたが、彼は、大きく分けて二つの観点から自由を擁護していたと言える。一つは、個人の自己決定に価値を認める個人主義的視座からの自由の擁護である。これをミルは、人間の幸福の主たる構成要素であること、および人間の多様性と、自己決定の重要性を論拠にジャスティファイしたのである。

今一つは、功利主義的観点からの自由の擁護である。すなわち自由が社会的利益をもたらすことを根拠として、ミルは自由を擁護したのである。言論の自由の是認がそうであり、卓越した創造的人間の出現による社会的利益を根拠としてなされる自由の主張がそうであった。また、個人の自己完成に伴う社会的利益を論拠とする自由の擁護もこれに属する。従って、個人の自己完成の必要条件としての自由の擁護については、個人主義的側面と功利主義的側面の両面からジャスティファイされていると言えよう。

次に、ミルが本来あるべきものとして求める自由の質について考察し、この自由は決して奔放を意味するものではなく、自らの欲望を自制し理性的に行動する自律を意味するものであることを確認すると同時に、かかる自律的人間が自らの行動のよすがとすべき理想的道徳規範としてミルは黄金律を想定していたことを論証した。

思うに、なるほどミルは、当時の大衆に対して決してオptyimisticではなかった。しかし、人間がその本質において利己的存在ではないというのも彼の人間観であった。だからこそ、彼は、個性の完成が社会的利益をもたらす可能性を持ち、大衆がより卓越した独創的人物によって善導されうるとし、人間がより高次なる幸福を求めうる存在であるとしたのである。ナザレのイエスの黄金律を功利主義道徳の理想的極致としたのもそれ故であろう。

だとすれば、ミルが人間の自由のあるべき姿として求めたものは、たとえ個人主義的観点からの自由の重要性を認めるにせよ、人間の人格の陶冶であり、かかる高邁なる人格者による高次な幸福の実現、その意味での「最大多数の最大幸福」であったと解して大過なきものと思われる。言葉を換えて言えば、ミルは、自由に、公共の福祉と社会の進歩に貢献する積極的自由を求めていたと解されるのである⁽³⁹⁾。

(注)

- (1) Mill, J. S., *Autobiography*, 1873, Longmans, p.253.邦語訳は概ね、朱牟田夏雄訳『ミル自伝』, 1988年(以下、ミル自伝と記す)による。ミル自伝, 220頁。
- (2) Mill, J. S., *Utilitarianism*, 1863, reprinted from 'Fraser's Magazine' third ed. 1867, p.5.邦語訳は概ね、関嘉彦編、世界の名著第49巻、『功利主義論』、1999年、(以下功利主義論と記す)による。功利主義論, 463頁。See. Sabine, G. H., *A History of Political Thought*, 1971, p.707.
- (3) Mill, J. S., *On Liberty*, 1859, in *On Liberty with The Subjection of Women and Chapters on Socialism* ed. by Collini, S., 1995, p.16.邦語訳は概ね、塩尻公明・木村健康訳、『自由論』1998年(以下、自由論と記す)による。自由論, 30頁。
- (4) *On Liberty*, p.57.自由論, 115頁。
- (5) *On Liberty*, p.67.自由論, 136頁。傍点引用者。
- (6) Sabine, G. H., op. cit., p.711.
- (7) *On Liberty*, p.14.自由論, 26頁。
- (8) *Utilitarianism*, p.13.功利主義論, 470頁。傍点引用者。
- (9) *Utilitarianism*, p.14.功利主義論, 470頁。
- (10) *On Liberty*, p.76.自由論, 154頁。傍点引用者。
- (11) *On Liberty*, p.68.自由論, 137-138頁。傍点引用者。
- (12) 但し、こう解しても、なお、何故彼がここでいう個人主義的論理に依拠したのかという疑問が残る。この点、例え自然権論上の形而上学的要素を除いても人間の性向をベースに自由を説くことができる。従つて、先の意味で、ミルが、そのいう「自由の原理」を自然権論が依拠する人間の性向に求めていたとして

も不当ではないという指摘が見られる。また、功利主義的論理の故に、ミルの社会的精神的自由の擁護に修正が加えられたとは思えないということを論拠とし、彼の説く自由論をして、形を変えた自然権論ではないかと説く論者もある。Skorupski, J., John Stuart Mill, 1989, p.345; Ryan, A., John Stuar Mill, 1974, p.131.

- (13) On Liberty, p.15.自由論, 29頁。
- (14) On Liberty, p.20.自由論, 37頁。
- (15) On Liberty, p.20.自由論, 36-37頁。
- (16) On Liberty, pp.53-54.自由論, 107-108頁。
- (17) On Liberty, p.53.自由論, 107頁。
- (18) On Liberty, p.57.自由論, 115頁。
- (19) On Liberty, p.63.自由論, 127頁。傍点引用者。
- (20) 邦語訳『自由論』の「訳注」には、「ミルは心的危機によって、最終の目的である幸福に到達するためには内的教養が欠くべからざるものであることを知った故に、制度が最大多数の最大幸福をもたらさんが為には、それは何よりもまず社会各成員の人間としての発達をもたらさなければならない。すでに『経済学原理』において、各種の社会制度の価値を評価するに当たって、このような思想の変化は明瞭に現れている」との指摘が見られる。自由論, 240頁, 注訳(13)。
- (21) Intoro. by Collini, S. of On Liberty, pp. xi-xii.
- (22) On Liberty, p.8.自由論, 14頁。この点に関し、スコルプスキは、ミルの自由論を引用しつつ、「民主主義それ自体が、新しい形の専制政治、『多数者の専制』を生み出すおそれがあった。この専制は官憲の行動をつうじて現れることもあるが、また、逃れる余地のほとんどない、より深く精神の細目にまで入り込み、精神そのものを奴隸化せしめるような、他のいかなる政治的弾圧よりも恐ろしいものとなりうる社会的専制として実行される可能性がある」という。Skorupski, J., op. cit., p.340. See On Liberty, pp.7-9.自由論, 16頁参照。
- (23) Cf. Mill, J. S., Considerations on Representative Govrenment, 1861, Chap. 8. Cf. Berki, R. N., The History of Political Thought, pp.185-186. See Autobiography, p.257.ミル自伝, 223頁参照。
- (24) On Liberty, p.64.自由論, 129-130頁。傍点引用者。
- (25) On Liberty, p.66.自由論, 134頁。ミルは、自伝においてトクヴィルの『アメリカの民主主義』に触れ、「この名著には民主主義の美点が、従来最も強烈な民主主義者からも聞かされたことのないほど具体的に、したがってこの上なく明確に指摘されていると同時に、数の上の多数による政治として考えた場合の民主主義をめぐる具体的な危険も、同じぐらい強く浮き彫りにされ、見事な分析の対象となっていた」と述べている。Autobiography, p.191.ミル自伝, 168-169頁。
- (26) On Liberty, pp.66-67.自由論, 135頁。『自由論』出版に先立つ16年前、ミルと親交のあったトーマス・カーライルは、時代の趨勢を見て、いわゆる「英雄崇拜」の道を説き、保守的思想を持つ人々から賛同を得ていたが、ミルの立場は、社会的に卓越した人物の必要性を説くものの、カーライルの英雄崇拜とは全くことなる。See Carlyle, T., Past and Present, 1843, with intro. by Jerrold, D., 1960, p.275.拙著、『産業革命の思想と文化』平成2年, 71-76頁参照。
- (27) On Liberty, p.65.自由論, 131頁。
- (28) On Liberty, p.58.自由論, 116-117頁。
- (29) ミルはいう、「人間として彼の比較上の価値はいかなるものであろうか？人が何をなすかということのみでなく、それをなす人間がいかなる種類の人間であるかということもまた、実に重要である。それを完成し美化するためにこそ人間の一生が使用されるべき、人間の諸々の作品の中で、最も重要なものは、確か

に人間そのものである」。On Liberty, p.59.自由論, 120頁。

- (30) On Liberty, p.59.自由論, 118頁。
- (32) Skorupski, J., op. cit., p.355.
- (33) Mill, J. S., A System of Logic, 1843, Longmans 1959, p.550.ちなみに、ここに引用した文章は、いわゆる哲学的必然論 (philosophical necessity) に対して精神の自由 (liberty of will) の可能性を述べたものであるが、本引用文の直前に、ミルは、「もし我々が欲するならば、我々は自らの人格を改良する (modify) ことができるというこの感覚は、我々が意識している道徳的自由の感覚そのものである」と述べており、これをもあわせ考える時、彼が自発的意志による自らの人格の陶冶を人間に求めていたと解して大過なきものと思われる。この点、個人の精神的陶冶という観点から、ミルは、「自由には一定の陶冶が必要であり、高度の陶冶には自由は不可欠である」と考えていたとの指摘も見られる。杉原四郎他編, 『J.S.ミル研究』, 1992年, 51頁。See Ryan A., The Philosophy of John Stuart Mill, second ed. 1987, pp.253-254.
- (34) Utilitarianism, pp.24-25.功利主義論, 478頁。この黄金律の引用について、ライアンは、「道徳的判断には必ず公平性が求められるということをミルは疑わなかった。公平に判断しない人間は道徳的判断をなす者ではないのである。公平の原則がミルの道徳概念に深く根ざしていたが故に、ミルは功利主義を簡約したものとして、黄金律を引用したのである」と言う。Ryan, A., ibid., p.210.
- (35) Utilitarianism, pp.11-12.功利主義論, 468-469頁。
- (36) Utilitarianism, pp.19-20; see ibid., 24.功利主義論, 474-475頁, 同478頁参照。
- (37) ミルは、自伝において、「今までのようにただせまい利害にとらわれた目的のためにではなく、もっと高潔な、少なくとも公共的社会的な目的のために、働きかつ協力することを実行によって学ばねばならない。といつてもそういう能力は、常に人類には存在していたのであり、消滅してもいなければ、いつになっても消滅するとは考えられない」と説く。Autobiography, pp.232-233.ミル自伝, 203頁。
- (38) Utilitarianism, pp.42-43, 46-51.功利主義論, 490-491頁及び493-496頁。
- (39) James and John Stuart Mill, ed. by Robson, J. M. and Laine, M., 1976.杉原四郎他訳, 『ミル記念論集』, 1979, 286-288頁参照。